



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

事業主の皆様へ

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象～

※常時雇用労働者とは1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年を超えて雇用される見込みがあること、または1年を超えて雇用されている方となります。

ただし、週20時間以上30時間未満の方は0.5人としてカウントされます。

平成28年4月から、前年度（平成27年4月から平成28年3月まで）の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行います。
- 障害者の法定雇用率（2.0%）を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率（2.0%）を上回る場合は、調整金（報奨金）の支給申請ができます。

制度適用から 申告・納付 開始までの スケジュール	～平成27年3月	平成27年4月～ 平成28年3月	平成28年4月～
適用対象となる事業主の範囲	常時雇用する労働者数が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が100人を超える事業主	申告・納付開始

納付金の申告では・・・

申告対象期間（＝申告の前年度）の各月における

- ①常時雇用している労働者数
 - ②雇用障害者数
 - ③雇用障害者の労働時間数（所定労働時間及び実労働時間）
- 等の報告が必要です。

調整金（常時雇用している労働者数が300人以下の事業主）の申請では・・・

上記①②③のほか、雇用障害者の

- ④源泉徴収票（写し）
- ⑤障害者手帳等（写し）の添付が必要となります。

障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

障害者雇用納付制度の概要

給付金の徴収
1人あたり
月額 50,000 円 (注)

独立行政法人
高齢・障害・求職者
雇用支援機構

常時雇用する労働者数が **200 人(※)** を超える事業主は、

●納付金の申告が必要

法定雇用率(2.0%)を達成している場合も申告が必要

●雇用障害者数が法定雇用障害者数を下回っている場合は、**申告とともに納付金の納付が必要**

法定雇用障害者数

法定雇用障害者数を下回っている事業主

納付金

雇用している身体障害者、知的障害者、精神障害者の数

法定雇用障害者数を超えている事業主

調整金

調整金の支給

1人あたり月額 27,000 円

常時雇用する労働者数が **200 人(※)** を超え、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超えている事業主に対し、申請に基づき支給

報奨金の支給

1人あたり月額 21,000 円

常時雇用する労働者数が **200 人(※)** 以下で、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超えている事業主に対し、申請に基づき支給

在宅就業障害者特例調整金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した納付金申告対象事業主に対し、支払総額に応じた額を申請に基づき支給

在宅就業障害者特例報奨金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した報奨金申告対象事業主に対し、支払総額に応じた額を申請に基づき支給

各種助成金の支給

障害者を雇入れたり、雇用を継続するために職場環境の整備を行う事業主に対し、申請に基づき費用の一部を助成

※平成 27 年 4 月から「100 人」となります

(注)

常時雇用する労働者数が 200 人を超え 300 人以下 の事業主は、平成 22 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで

○常時雇用する労働者数が 100 人を超え 200 人以下 の事業主は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

納金の額が 1 人あたり月額「5 万円」から「4 万円」 に減額されます

お問い合わせ先

高齢・障害者雇用支援センター

TEL (082) 511-2631

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。